

図書館の自由のこれから

日本図書館協会図書館の自由委員会では、過去3回の大会において図書館とプライバシー保護についての理解を深め、「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(案)を策定した。この案に基づき個人情報とプライバシー保護の課題を整理し、会場討議でご意見をうかがいたい。また、『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂解説」の増補について提起し、図書館の自由のこれからについて考えたい。

基調報告：西河内靖泰（日本図書館協会図書館の自由委員会委員長）

「図書館の自由・この一年」

報告：西河内靖泰（日本図書館協会図書館の自由委員会委員長）

「図書館の自由に関する宣言 1979改訂解説」増補について

報告：佐藤 真一（日本図書館協会図書館の自由委員会委員）

「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(案)について」

図書館の自由のこれから

【基調報告】

図書館の自由・この一年

西河内靖泰

日本図書館協会図書館の自由委員会委員長

1. 資料への異議申立や回収

○『ギネス世界記録 2018』（角川書店,2017.9）、『ノーベル賞 116年の記録』（山川出版,2017.10）、『Q&A で見ると中東・イスラム』シリーズ』より『イスラームの人々・ムスリム』『なにがおきてる？現代の中東ニュース』（偕成社 2018.2）など、誤植を理由とする回収依頼、改訂版発行のおしらせあり。出版界の劣化が懸念される。

○『路地の子』（新潮社,2017.6）

「差別性などを指摘 取材の不充分性など認める 『路地の子』で話し合い」（『解放新聞』2018.2.26）によると、部落解放同盟は『路地の子』における事実誤認とその差別性について、著者の上原善広さん、新潮社ノンフィクション編集部の担当者との話し合いをもった。

○『コロコロコミック』販売中止

小学館『コロコロコミック』2018年3月号（2018年2月15日発売）の連載漫画「やりすぎ!!!イタズラクン」

で、モンゴルの英雄チンギス・ハーンの肖像に男性器を落書きする場面があり、モンゴル政府が2月23日、出版社に抗議をし、また同国出身者らが、同誌の回収や謝罪広告の掲載などを求める抗議書を2月26日に送った。

○『山口県史 通史編 近代』（山口県,2016.3）

記述に問題があるので、修正して再印刷したものを届けるまで閲覧を停止してほしいと回収・交換の依頼が図書館あてにあった。

○アニメ化決定ラノベ出荷停止

「アニメ化決定のラノベ、出荷停止 原作者が差別ツイート」（『朝日新聞』2018.06.07）によると、アニメ化が決まっていたライトノベル「二度目の人生を異世界で」の原作者が、中国や韓国に対する差別的な発言をしたとして、出版元のホビージャパンはこれまでに刊行された計18巻を出荷停止にすることを決めた。アニメの公式サイトも、放送及び制作の中止を発表した。

○テレビドラマ放送中止

「誘拐肯定では」指摘受けたドラマ テレビ朝放送取りやめ」（『朝日新聞』2018.06.18）によると、テレビ朝日は、7月開始予定の連続ドラマ「幸色のワンルーム」の放送を取りやめた。原作漫画が実際に起きた誘拐事件を肯定

的に描いているのではないかなど批判の声が出ていた。ドラマは大阪の朝日放送テレビが制作し予定どおり放送された。

○テレビドラマの現実性を問う

TBS 放映のテレビドラマ「ブラックペアン」(2018.4～6 放映)での治験コーディネータと負担軽減費の描写について、日本臨床薬理学会は「ドラマの演出上という言葉では片付けられない」と「見解書」を送り、日本医療機器産業連合会臨床評価委員会も、「疑念や不信感を抱かれる可能性がある」と、ホームページ上で懸念を示している。「ブラックペアン、学会反発に見解 現実との乖離「演出」」(『朝日新聞』2018.5.30)

○雑誌掲載小説への異議

雑誌『群像』2018年6月号に掲載された北条裕子著の小説「美しい顔」が第159回芥川賞候補作となったが、出版元の講談社は、別のノンフィクション作品などと類似した点が複数あるとして謝罪、おわびと参考文献を公表した。類似しているとされたのは、石井光太著『遺体—震災、津波の果てに—』(新潮社)、金菱清編『3・11 働きの記録』(新曜社)など。

芥川賞選考会では、賞を主催する日本文学振興会が、北条さんが参照したノンフィクション作品などを選考委員の求めに応じて届ける異例の対応を取った。「芥川賞候補作に参考文献つけず、掲載誌おわびへ」(『読売新聞』2018.6.29)ほか。

○国立国会図書館で『平成即位の礼記録』などを一時利用制限

国立国会図書館では、所蔵資料を受け入れた状態のまま利用に供することを原則とし、廃棄・回収等には応じないこととしている。一定の理由のある場合、厳格な手続きのもとで、例外的に資料利用制限措置を採ることがある。これは「国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則」に基づいている。

政府式典記録の一部が利用制限されたことが8月に判明した。2017年1月内閣府が来年の皇位継承式典に備えるテロ対策のために利用制限を申し出たもので、国立国会図書館では審査を継続中で『昭和天皇大喪の礼記録』など10冊を臨時措置として利用制限していた。8月8日に制限は解除された。

2. 図書館サイトの不具合や不正アクセス

○島根大学附属図書館

2017年10月に、利用者アンケート受付システムの不具合から、個人情報外部から閲覧可能となっていた。

○千代田区立図書館

2017年11月、不正アクセスによるプログラム改ざん

が確認され、2018年3月のシステムリニューアルまで、OPACを含めた全ページが閲覧できない状態となった。

3. 資料保存をめぐる問題

○戦争関係文書の誤廃棄

千葉県図書館が戦没者名簿や遺族台帳等を廃棄していたことが日本アーカイブズ学会等の調査で判明した。2011年4月の公文書管理法施行を受けて2015年から改正した千葉県行政文書管理規則を運用、「歴史的公文書」を誤って廃棄していた。

○高知県立大学図書館が蔵書大量廃棄

高知県立大学永国寺キャンパス図書館新設の際、旧館蔵書を焼却処分したことを高知新聞が8月18日に報道した。複本なしの郷土関係資料も多数焼却されたと指摘。県立大は学長名で、焼却にいたる経緯を説明し、配慮が十分でなかったとお詫びをHPに掲載した。

○公文書管理

2017年2月以来、森友文書改ざんや自衛隊の日報問題など、公文書の管理について国民の注目が集まった。内閣府は「行政文書の管理に関するガイドライン(平成29年12月26日一部改正)」を公開(『カレント・アウェアネス-R』2017.12.27)、国立公文書館は「アーキビストの職務基準書」を策定して公開した(2018.1)。

○資料の切り取り被害

桑名市では2017年12月に蔵書5冊が破られ、2018年4月には九州大学図書館の蔵書78冊がごみ捨て場から裁断されてみつけた。5月には愛知県図書館で新聞記事の切り取り被害があった。

図書館が警察に被害届を出して捜査を進める場合がある。防犯カメラによって被害を防いだり犯人を特定できるかは不明であり、設置する場合には利用者のプライバシーを守り、映像の管理について運用基準を定める必要がある。

○国際図書館連盟(IFLA)、トルコ政府が図書館から図書14万冊を回収・破棄したこと受け声明を発表

(『カレント・アウェアネス-R』2017.12.11)

4. 利用者のプライバシー

○TBS「十津川警部シリーズ3 伊豆踊り子号殺人迷路」

2017年9月放送のドラマで、図書館員が警察官の求めに応じて利用者情報を提供する場面があった。自由委では2005年2月に「図書館は読書の秘密を守ることにについて(ご理解の要請)」を公開したが、改めて理解を求める文書をTBSに12月に送った。

○NHKドキュメンタリー「プロフェッショナル 仕事の

流儀▽運命の1冊、あなたのもとへ～書店店主・岩田徹

2018年4月放映の番組で、中学校図書館蔵書の名前の残る図書カードを示す場面が放映された。自由委は、本人の同意なく読書記録を開示することの問題点をNHKに指摘した。NHKからは、学校の校長を通して許諾を得ていること、再放送時には手直しをする旨回答があった。学校図書館問題研究会は5月7日付で文書を送付し同会サイトで公表している。

○マイナンバーカードの図書館利用（マイキープラットフォーム実証実験）について

2017年9月運用開始の実証実験で図書館共同利用システムに参加しているのは2018年8月末日現在9府県・21市区町村の合計30自治体である（総務省の自治体ポイントナビによる）。自由委では『マイキープラットフォーム実証事業図書館共同利用システム』の機能利用に関する課題を公表、関連資料を自由委サイト内の「図書館の自由通信」に掲載している。

○登録申込書の性別欄撤廃の動き

公的文書での性別欄撤廃は図書館以外でも広がっており、滋賀県では10月に196の文書から、岐阜県関市でも12月に77の文書から性別記載の欄を削除すると発表した。日図協の「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では「（登録申込書の）性別欄を削除するか、記入を任意としそのことを明記」するよう示されている。

5. 学校図書館をめぐる問題

○学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン

学校図書館問題研究会は、2018年8月の第34回全国大会（鹿児島大会）総会で、「学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン」を承認した。

○学校図書館で読書傾向把握の記事

埼玉県三郷市の学校図書館を紹介したネット上の記事で、「データベース化によって児童一人ひとりの読書傾向を先生が理解する」とあって批判された。三郷市は「日本一の読書のまち三郷推進計画」をかかげ、積極的に学校読書活動も推進している。

岐阜県山県市では、コミュニティ型図書館ウェブサービスのリプライズを学校図書館の蔵書管理システムとして導入したが、児童の図書委員が貸出返却処理をする際、利用者IDを読み込むと以前に借りた本の表紙が一覧表示されるという。既存のパッケージシステムでも貸出履歴を容易に取り出せるものがあり、利用者の秘密を守ることに反しているが、新たなサービスを開発にあたっては、貸出履歴の扱いについて慎重な検討が必要だ。

6. 表現の自由をめぐる問題

○青少年条例による有害図書指定

2018年3月に、滋賀県が『全国版あの日のエロ本自販機探訪記』（双葉社）を、北海道が『エロマンガ表現史』（太田出版）を有害図書指定した。両書はともに性的描写を引用しているが、前者は消えゆくエロ本自販機についてのルポルタージュ、後者は表現についての研究書で、有害図書指定に疑問の声もある。

○消費税軽減税率適用と有害図書の自主規制

出版業界は、消費税率引き上げ時に導入する軽減税率を書籍や雑誌にも適用するよう求めている。6月に書籍出版協会が流通コードを管理する自主管理団体の下に第三者委員会を設置し、有害図書を排除するシステムをつくる意志があることを示した。

この問題をめぐっては、2016年1月18日の参議院予算委員会では山田太郎議員が「書籍・雑誌に対する消費税軽減税率が有害図書規制に繋がる懸念」について質問をし、租税法律主義の観点から民間で自主規制して税区分を決めることはできない、政府が出版前に内容を確認して有害指定するのは検閲にあたるのでできないとの答弁を引き出し、いったんは決着している。

○著作権侵害サイト対策としてのブロッキング（アクセス遮断）について

漫画の海賊版サイト対策として、インターネット接続事業者によるブロッキング（サイトへのアクセス遮断）についての法整備を政府が検討し、臨時的措置として削除や検挙が難しい著作権侵害サイトへの接続を遮断する行為は違法には当たらないとする見解を示した。これに対し、ブロッキングにより「通信の秘密」が侵害され、政府が特定のサイトの遮断を要請する「検閲」にあたる、など反対意見が出ている。

7. 自由委の活動概要

○「デジタルネットワーク環境における図書館利用者のプライバシー保護ガイドライン」策定、及び『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』増補に向けての調査研究。

○『図書館の自由』ニューズレター（電子版・無料）による情報発信（自由委サイトにも目次と本文を掲載）。

○自由委サイトに「こんなとき、どうする？」を掲載。

「いわゆる「読書通帳」サービスについて：「図書館の自由」の観点から」（新たな製品や学校図書館での導入事例について追記して2018.5掲載）

「捜査機関から「照会」があったとき」（『図書館の自

由』第89号(2015年8月)の記事を再構成し、関連文献や類似事例の解説を付加して2018.5掲載)

○塩見昇著『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』出版記念講演会を大阪と東京で開催した。

大阪では1月28日、「図書館の自由に関する宣言1979年改訂のころ」と題し、自由委員会が成立し宣言改訂を進めた1970年代の公共図書館の状況を伺った。参加者数48人。東京では3月23日、「いま、この時代に自由宣言の意義を捉えなおす～79改訂を通して自由宣言の意義と課題を考える」と題し、図書館の自由宣言の背景や1979年図書館の自由解説の改訂に至るお話を違う角度から伺った。参加者数76人。

【報告】

『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』増補について

西河内靖泰

日本図書館協会図書館の自由委員会委員長

(『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』第2版のページを参照。)

『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』2019年増補_方針案

I 方針

- 1 宣言本文(主文・副文)は手を加えない。
 - ・作業の中で本文の変更が必要になる部分が出てくる場合は、解説にきちんと書き込む
- 2 必要最小限の増補にとどめる(第2版の方針を踏襲)。
 - ・主な内容は、情報技術の進展の中で変わってきたものと、人権またはプライバシーについての変化の部分。
 - ・「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(作成中)の内容を盛り込む。
 - ・収集した以上提供するが原則であり、利用制限について拡大解釈してはならないことをきちんと言う。
- 3 会員に公表して意見を反映する。また、理事会にも報告する。
 - ・委員会サイト、ニューズレター、図書館雑誌などの媒体、全国図書館大会、意見聴取会などの機会による。
- 4 困ったときにすぐに役に立つ簡便でわかりやすいものにする。

- ・解説部分の目次が必要
- ・宣言のどの項目に関連があるかわかりやすく番号をつけるなどの工夫
- ・解説の記述から関連資料を参照できるようにする
- ・検索性を追求 具体的な事例への参照

5 資料編についても増補する。併せて、委員会サイトとの連携も視野に入れる。

II スケジュール

- 2017年6月 増補方針について検討
- 2018年10月 全国図書館大会分科会で増補方針を公表
- 2018年11月～2019年3月 増補文案の作成と検討
- 2019年3月 増補文案の提示
 - ・サイト掲載、理事会、代議員総会に報告
 - ・意見募集、意見交換会
- 2019年10月 全国図書館大会で増補案提示
- 2020年度 刊行

III 改定項目と要点

宣言の採択・改訂とその後の展開 p.10～17

◎宣言改訂以降の図書館の自由をめぐる問題 (p.14)

2000年以降の問題を概観し、社会の情報環境の変化を追記する。

◎『解説』を刊行することの意義 (p.17)

(11) 以下に、2000年以降の主な留意点を追記する。

宣言の解説 p.18～46

◎倫理綱領との関係 (p.18)

1979年改訂当時は職員の問題委員会が倫理綱領を作成し、自由宣言と表裏一体、車の両輪の関係としてきた。日本図書館協会の公益法人移行に伴って2017年に委員会規程を整備、図書館の自由委員会の任務として「「図書館員の倫理綱領」の趣旨の普及並びに維持発展」が付加されたため、委員会として主体的に取り組むように書きかえる。

図書館員の非正規職員化、司書資格を持たない行政職の配置、管理運営形態の多様化の中での課題、倫理綱領形骸化の懸念を示す。

(前文) 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

◎知る自由と図書館の自由 (p.19)

副文1「いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。」について、知る自由、表現の自由は、政治的な言説だけでない

く娯楽的読み物も対象とする、また健康で文化的な生活をも保障するものであることを付加してはどうか。

◎知る自由と情報公開 (p.20)

情報公開については自治体の条例が先行し、情報公開法は2001年に施行された。2011年には公文書管理法が施行されたが、紙の文書からデータへ移行する中で、公文書保存期限の定めで情報公開に逆行するような事例もある。また2014年には特定秘密保護法が施行された。その中で図書館の果たすミッションを再確認する。

◎自らの責任にもとづき (p.20)

管理運営の多様化（窓口委託、指定管理者制度による運営）、教育委員会の所管しない図書館と、「自らの責任」の関係性を考察して追記するか検討する。

◎公平な権利 (p.21)

障害者差別解消法が2016年に施行され、図書館は図書館利用上の障壁を解消するために合理的配慮を提供しなければならないことを追記する。性的少数者など具体的な言及の必要性の有無を検討する。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

(第1 資料収集の自由)

◎資料とは 項目を新設する

前文の“資料”の解説として新設するか、あるいは、“あらゆる資料要求”の解説として新設するかを検討する。

◎電子書籍 項目を新設する

図書館が主体的に選書収集できない。そもそも図書館の“所蔵”と異なる概念。有料データベースが問題になったとき、図書館資料ではないとされたが、今は図書館資料論でも取り扱う。パッケージ型からオンライン型へ移行。

資料提供との関連も考慮する。電子書籍の閲覧記録が図書館の管理下ではなく提供会社の管理下にあることの問題点もここに記述するかどうか検討する。

◎あらゆる資料要求にこたえる (p.22)

入れろの圧力（自分が読むのではないがいい本だから入れろというリクエスト）に応える必要はないことをどこかに明示してはどうか。

◎資料費の確保と相互協力 (p.23)

相互貸借の拒否が2006年、2017年に問題化したことを整理する。

ベストセラー複本購入問題、文庫本貸し出しするな問題など、出版業界との軋轢と協力について言及するかどうか検討する。

◎収集方針 (p.23)

留意すべき点としてあげている(1)～(5)についての解説を追記する。あるいは項目新設するか検討する。

たとえば、(1) 多様な、対立する意見のある問題…ではヘイト本と批判本について言及するかを検討する。ヘイトを許さないと言うことと資料の扱いは別。反ヘイト条例との関連など。

『絶歌：神戸連続児童殺傷事件』に関連して、収集方針に犯罪被害者云々の項目を入れることの問題点を指摘すべきか検討する。

いわゆる“ツタヤ図書館”であられた選書権の問題について言及するかを検討する。図書館・指定管理者・教育委員会・首長部局などの関係を整理する。

(第2 資料提供の自由)

◎人権またはプライバシーの侵害 (p.25)

1979年当時はプライバシーが権利として確立してない一方で部落地名総鑑が問題になっており、どこに住んでいるかが差別につながる。解説2版では「プライバシーその他の人権を侵害するもの」と読み替えて解説した。プライバシーが権利として確立してきた現在は、「人権を侵害するもの」と「プライバシーを侵害するもの」に分けて読み替える方がいいのではないか。また部落地名総鑑の新たな展開についてさらに追記するか検討する。横断検索が容易になるなどの新たな局面もあり、また、提供を制限する紙媒体資料が電子書籍として読める場合があることなど、どのように整理するか検討する。

◎子どもへの資料提供 (p.30)

外部とは、とあわせて記述を整理するか検討する。

◎施設の提供 (p.31)

複合施設の増加、管理運営形態の多様化により、図書館の集会室や展示施設が減ってきている現状にある。その場合でも、施設の公平な提供、言論・表現の自由の保障は、地方自治法、憲法から導かれることを示すかどうか検討する。

◎資料提供の自由と著作権 (p.32)

2009年改正、障害者の情報利用の機会の確保のための措置で障壁が緩和されたことを書く。ただし、条件が整うことと実際にサービスが提供されることには乖離あり。残された具体的な課題について指摘する必要がある。

◎公貸権 (p.32)

そもそも議論の発端となった図書館と出版業界との軋轢については、第1の資料費の確保の項目で触れることを検討する。公貸権の世界的な状況を再確認する必要がある。

(第3 利用者の秘密) (p.34)

「図書館が知りうる事実」に、性別、メールアドレス、

利用冊数を付加してはどうか。また、これらを必要以上に収集してはならないことを明示してはどうか。

◎個人情報保護法制について 項目を新設する。

館によって異なる法や条例が適用される。条例は一律ではなく自治体ごとにの中身を知る必要あり。

要配慮個人情報、法律の規定に従うと第三者提供を容認することになるが、それでは図書館の自由の信頼が失われる。これまでも図書館はプライバシーを守ってきたこと。

プライバシー、昔は国家が侵害するものだったが、今は民間の侵害がもっとおおい。

EUの個人情報保護規則により、国際取引では民間が厳格化している。そちらに準拠するという方法もある。

◎読書事実 (p.35)

電子書籍の閲覧記録が図書館の管理下ではなく提供会社の管理下にあることの問題点を、新設する電子書籍の項目に記述するか、この項目に記述するか検討する。

◎読書傾向 (p.36)

「思想傾向と同一視される」おそれがある。読書記録の集積、蓄積でレッテルを貼られる可能性が強まっていること。思想傾向だけでなく、宗教、セクシャリティなどセンシティブなものの範囲はもっと広い。要配慮個人情報の捉え方、国の言い分と私たちの考え方の相違を明示してはどうか検討する。

◎貸出記録の保護 (p.36)

情報環境の変化に伴い大幅に書き換えの要あり。

84年基準の位置付けについても、データの第三者への提供やデータ管理の原則、基本は変わらないが、新たに検討中の「プライバシー保護ガイドライン」にそって記述する。

大学図書館について、学生番号を使ってないところがない実情とかい離していることを認める。

◎貸出記録の利用 項目を新設するか検討する。

貸出記録の保護の項目を整理する過程で、必要があれば項目を新設する。

たとえば、自分の記録を管理したいなら、自分自身にデータをはきだすAPIを提供すれば、利用図書館のシステムが変わっても、他の図書館で利用しても、自分のほしい形でもつことができるなどを紹介する。

◎利用事実 (p.37)

Tポイントカードやマイナンバーカードを図書館カードとして利用すると利用事実を外部に保存することになる。図書館としては推奨しないが、どういう情報を提供することになっているのか、本人同意の前に中身を知らせる必要があることを明記する。

監視カメラの設置が広がるが、映像の取扱いガイドラインについては、条例、条例に準ずる以上の図書館独自の運用基準の必要性を示す。

◎外部とは (p.38)

学校の外部とは何かがあいまいなままとっている。子どもへの資料提供 (p.30 第2版で新設) の記述とあわせて整理し直す。貸出記録を本来の目的以外に利用することと、授業の一環として授業担当者が生徒に記録させることや、公共図書館の学校支援の関係も整理して示す必要がある。

貸出方式云々の文言は貸出記録の保護の項目で言及してはどうか。

◎子どものプライバシー保護について

項目を新設するか検討する。外部とは、子どもへの資料提供、貸出記録の保護の項目との関連で、必要なら項目を新設する。

◎法令との関係 (p.39)

「捜査への対応」と項目名を変更する。

類似の規定について、弁護士法23条の2による弁護士会からの照会に加えて、民事訴訟法186条に基づく調査嘱託によってデータ提供を要請される場合についても触れる。

令状主義の原則を示し、照会のあった場合の具体的な対応についても触れる必要がないか検討する。

◎守秘義務の及ぶ範囲 (p.39)

委託、派遣、指定管理会社員であっても自治体の規範、図書館の規範に従うべきことをもっといいねいに書き込む。

(第4 検閲に反対)

◎図書館と検閲 (p.40)

検閲についてさらに説明が必要ではないか検討する。青少年インターネット環境整備法(有害情報、フィルタリング)、児童ポルノ法(単純所持)、青少年条例(創作物規制)の範囲拡大などの現状を整理する。

(結語) 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

副文1で「われわれ図書館にかかわるものは」図書館員だけでなく利用者本人も含むのではないか検討する。

◎国民の支持と協力 (p.44)

委員会の活動や社会への働きかけの積み重ねから、2010年の図友連「私たちの図書館宣言」にみられる利用者からの約束を求める声があられ、岡山市の学校図書館の実践から子どもにわかりやすく伝える「としょかんのちかい」などができていることを追記する。

【報告】

「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」(案)について

佐藤 眞一

日本図書館協会図書館の自由委員会委員

1979年の改訂で「図書館の自由に関する宣言」は主文第3に「図書館は利用者の秘密を守る。」ことを加えた。1984年の総会で採択した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」と同年に公表した委員会見解は、貸出方式がブラウン方式等からコンピュータ利用へと移行する時期に、利用者の秘密=プライバシーを守るための具体的基準を示した。

2015年度から検討を重ねてきた本ガイドラインは、当時想定していなかったデジタルネットワーク環境において、プライバシー保護をどのように実現すればよいかを、情報の収集・管理・利用の面から確認し、利活用についても情報の保護・自己コントロールの両面から検討する。

◎デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン(案)

(2018.8.31 現在)

1. はじめに

このガイドラインは、デジタルネットワーク環境において、図書館利用のプライバシーを保護するためのものである。1979年「図書館の自由に関する宣言」(以下、「図書館の自由宣言」)は、主文第3に「図書館の利用者の秘密を守る。」ことを加えて改訂された。

1980年代コンピュータが図書館に導入され始めた時、日本図書館協会では「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準(1984年5月総会決議)」(以下、「基準」)を決め、この「基準」についての委員会見解を公表した。(1984年10月)^{*1}

その後、1990年代には日本でもインターネットが普及し、ICT技術が目覚ましく進み、図書館もその環境の中でコンピュータを稼働させる状況となった。図書館情報システムにおいては、サーバの管理運営の外部化が効率性、経済性をもって進んだ。技術的には、1984年の「基準」では対応しきれない面も顕在化している。従来、資料が返却されれば消去してきた利用履歴をサービスに積極的に活用しようとする実態もあり、図書館利用者のプライバシーの保護の観点からの対応を迫られている。

大量データ処理が可能となった反面、ひとたび情報流出があると大きな被害をもたらすことになる。国際貿易上の要請もあり、個人情報については法、条例でより厳しく保護されるようになった。しかし、不注意、あるいは故意の情報流出事件は相次ぐ。これらに対する図書館での日常業務での点検と共に、職員一人ひとりが、プライバシー保護に対する意識を高めること、図書館がプライバシー取り扱いの方針を明らかにして、図書館利用者への理解を求めることが必要となってきた。どのような状況でも、図書館が図書館利用のプライバシー保護に責任をもつことは貫かれなければならない。また、このガイドラインは、どのような運営形態であっても適用されなければならない。

*1 : 日本図書館協会のホームページから図書館の自由委員会のページを参照

・スケジュール

2018年9月 委員会HPでの案公表と意見聴取

2018年10月 図書館大会分科会で論議

2018年11月～2019年3月

寄せられた意見を検討し「最終案」を作成

2019年3月 理事会・代議員総会へ報告

2019年4月 委員会HPで成案を公表

・ガイドラインの構成と概要

1では、本ガイドライン作成の経緯について簡潔に記述し、2では、図書館におけるプライバシー保護がなぜ重要かを再確認する。

3ではどのような場面で個人情報や利用情報を収集するかを列記し、4では収集した情報の管理をどうすべきかをプライバシー保護の観点から記載する。

5では現代のプライバシー保護では常識となっている情報の自己コントロールについて留意点を述べる。6は1984年委員会見解の論点であった「データ処理は図書館内部で行う」ことについて、現代的な課題を示す。7では、プライバシー保護を実現するため、研修の重要性について言及する。

2. プライバシー保護の重要性

図書館は、憲法 13 条が保障する個人として尊重される権利、19 条が保障する思想及び良心の自由の権利のために、自由な情報アクセスや読書ができる環境を提供する。図書館は、利用者の内心やセンシティブな情報といったプライバシーに関する秘密を個人情報保護法で規定される前から厳密に守ってきた。

「図書館の自由宣言」では、「第 3 図書館は利用者の秘密を守る」と宣言している。図書館利用者のプライバシーを保護することは、基本的人権のひとつとしての知る自由を保障する図書館が、サービスを遂行するために不可欠な要素である。

「図書館員の倫理綱領」においても、「第 3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない」と規定し、図書館利用者へのサービス提供において、利用者のプライバシーの権利を守ることは、図書館に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

3. どんな場面で「個人情報」「利用情報」が収集されるか

図書館は、提供するサービスのために必要な、個人を識別する情報（以下、個人情報）として、氏名、住所などの情報を集積する。図書館が管理する個人情報や利用情報の収集は、資料管理が目的である。どのような情報が取得され利用されるかについて提示し利用者の同意を得る必要がある。個人情報を収集するにあたっては、図書館サービスを提供するための必要最小限の項目とする。

個人情報や利用情報は、次のような場面で収集されログが集積される。

(1) 図書館管理システム

- ・ 図書館利用のための図書館カードへの個人情報の登録
氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、在勤・在学の情報
- ・ 個人情報と結びついた利用情報
貸出・返却・延滞・督促・予約・リクエスト・レファレンス記録
- ・ 来館の記録
入退館情報
- ・ 施設、閲覧席、インターネット・データベース等閲覧用パソコン（以下、館内 PC）の利用
図書館カードを施設利用に使う場合

(2) 図書館内に設置される O P A C（利用者用検索機）

- ・ 図書館カードでのログインの記録

(3) 図書館内に設置される館内 P C の利用

- ・ 館内 P C の利用記録と閲覧履歴
- ・ Web サイトへのアクセス
フィルタリングソフトへのログの集積
リンク先へのログの集積

(4) 図書館 Web サイトの利用

- ・ 図書館カードでのログインの記録

4. 収集した情報の管理

図書館が管理する個人情報や利用情報は、図書館が提供するサービスのために収集する。図書館は、どのような個人情報や利用情報が収集されるかを把握し、最小限の情報を最低限の期間保持することを原則としなければならない。図書館は、その原則に基づいた収集方法、管理方法や削除時期などについて定めたプライバシー・ポリシーを策定し、公開する必要がある。

(1) 個人情報や利用情報（以下、利用者情報）の管理

- ・利用者情報は永続的に保管すべきではない。
- ・利用者情報は館外に持ち出さない
- ・個人情報と利用情報との結びつきは、利用終了後、保管期間を定め確実に解除する。
- ・統計上必要な情報を残す場合は個人情報を匿名化する。
- ・利用者情報を含む記憶媒体や文書の保管方法を定め、保管期間を終了したデータは完全に消去する。
- ・資料管理の範囲を超える情報の収集や管理を伴うサービス（利用履歴活用サービス、マイページ、読書通帳など）については、利用者のプライバシー保護を最優先に考え、導入する場合には図書館内で慎重に検討し、十分な安全対策を講じる必要がある。
- ・サービスは利用者にメリット・デメリットを十分説明したうえで、サービスを希望する利用者だけに提供される。
- ・サービス中止の希望は速やかに履行され、保存されていた利用記録は完全に消去されなければならない。

(2) パスワード・個人情報の暗号化

- ・パスワード、個人情報は最新・最適なシステムを使って暗号化され、格納されなければならない。
- ・図書館外に保管されているクラウドベースの個人情報や利用情報も、暗号化して保管しなければならない。

(3) ログの管理

- ・システムに残るログには、統計等に使用するアプリケーションログのほか、システムの動作を記録するシステムログ、システム不具合時にデータを復旧させる目的のバックアップログがある。
- ・各図書館では、ログの管理と運用を定める。その保管規則に従い、記録媒体の消去・廃棄を行わなければならない。

(4) 第三者との共有、第三者によるモニタリング

- ・図書館は、Web サイト・OPAC・ディスカバリーサービスに含まれるすべての第三者スクリプトや埋め込みコンテンツにより、利用者のプライバシーを収集されていることを認識し、そのことを利用者に説明しなければならない。
- ・利用者の同意や裁判所の命令なしに、図書館利用者の個人情報や利用情報に関するデータを第三者に提供すべきではない。

(5) 図書館内の利用者用インターネット端末に残る利用履歴、Web サイトの追跡への対応

- ・ブラウザの終了時に履歴・クッキー・パスワードなどのすべてのデータが消去されるように設定しなければならない。

(6) 管理権限の限定

- ・個人情報と利用情報へのアクセス、統計情報やWeb解析の処理は、権限を付与された特定の図書館員のみに限られるべきである。
- ・統計情報を公開するときやWeb解析を行う場合、個人を特定できる情報を削除または暗号化することによって、匿名化しなければならない。

5. 利用者による自己情報へのアクセスとコントロール

利用者は、自分の個人情報にアクセスしコントロールする権利を持つ。このことは、利用者が自分の個人情報が正確に管理されているかを確認し、適切な図書館サービスを受けるために必要である。

- (1) 図書館は、利用者に関してどのような情報を収集し、どのような目的で利用し、どのくらいの期間保管するかについて、利用者が容易に知ることができるようにする必要がある。
- (2) 利用者が自分の個人情報にアクセスできるようにするとともに、その方法についてわかりやすい案内をする必要がある。

- (3) 利用者から個人情報ที่ไม่正確だという指摘があった場合は正しい情報に修正する。
- (4) 貸出履歴や検索履歴などを活用するサービスを導入する場合は、利用者がサービスの利用について希望者のみ選択できる方式(オプトイン)にしなければならない。選択の際には、どれくらいの情報がどのように利用されるか、どのような危険性があるかについて利用者に十分に説明するとともに、利用者がいつでもその説明を見られるようにする。また、利用者の希望でいつでもやめることができるようにし、そのときはサービスを受けていた期間に収集した情報を破棄する。

6. 外部とのネットワーク

現在、図書館で利用される PC は、インターネット環境下であることを前提にして動作している。インターネット環境下では、汎用性の高いシステムソフトウェアやアプリケーションソフトウェアは、常にウィルスソフトウェアからの脅威に晒されており、オンラインによるウィルス対策ソフトウェア(セキュリティ対策ソフトウェア)による対応が必須である。

このような状況下で、プライバシー保護やセキュリティ対策を意図してネットワークから切りはなすことは現実的でない。また、システムの安定運用にはログの取得・管理は必須であり、ブラウザ方式で貸出を行っていた時代のように、紐づけの解除後にその痕跡を全く残さないことは不可能に近い。

危機管理の観点から言えば、プライバシー漏えいのリスクは、どんなに高度な対策を取ったとしてもゼロにはならない。図書館利用者との信頼関係を担保する上では、必要かつ妥当な対策を常に検討し、実施していく必要がある。

(1) クラウドシステムによる外部化

- ・システムの高度化により、館内でシステムを運用するより、クラウドシステム導入による外部化が、セキュリティ対策上も優位である場合があり得る。プライバシー保護やセキュリティ対策の面からも運用者の資質、システムに精通した運用者の確保等について、それぞれの優位性・課題を、図書館が主体的に検討し、決定する必要がある。
- ・クラウドシステム導入にあたっては、以下のような視点が重要である。
 - ①システム運用業者に、公務員と同等の厳格な守秘義務を課す。
 - ②データの所有者が図書館であることを明示する。
 - ③通信の適切な暗号化を担保する。
 - ④データの第三者への提供は、匿名化処理を行っても許可しない。
- ・システム運用業者に捜査情報提供の要求があった場合、速やかに図書館への報告を求め、捜査差押許可状の提示がない場合は認めないことは重要である。

(2) 外部ネットワークの利用

- ・OPAC や図書館ホームページで、外部サイトへのリンクを提供する場合、そのサイトのプライバシー・ポリシー等を確認し、利用者情報の取扱いを認識しておく必要がある。その際、そのサイトのユーザとしてログインした場合には、利用者情報の取扱いがどのように変化するかも認識する必要がある。また、必要に応じてその内容を利用者に提示することも重要である。
- ・この場合、利用者情報とは閲覧履歴、クッキー、ID・パスワードなど利用者の外部サイト利用の全ての痕跡が対象である。

(3) インターネットを介した情報発信

- ・インターネットを介して情報提供サービスを行う場合、内部的に利用するアプリケーションやスクリプト等が、図書館の意図しない利用者情報を収集しないよう十分な確認が必要である。
- ・利用登録による限定した利用を行わせる際には、プライバシー・ポリシーを制定して公開し、利用者情報の管理には細心の注意を払う必要がある。

(4) 共用カード等による情報共有

- ・学生証や民間ポイントカード、官製カード等を図書館カードとしても利用する場合、一定の利用者情報が共有

されることが前提であると認識しなければならない。

- ・共用カードを使いたくない利用者に対しては、その選択肢を準備しなければならない。(オプトイン)

7. 図書館員のプライバシー意識と研修

このガイドラインを遂行するためには、図書館員のプライバシー保護に対する意識を高めるとともに、図書館が図書館利用のプライバシー保護に責任を持つことが大切である。図書館を運営委託（指定管理者等）している場合においても同様である。図書館は、自館のプライバシー・ポリシーを実施するための効果的な方法を構築し、維持しなければならない。

図書館の責任者である図書館長は専門的教育を受けている司書であることが望ましい。

(1) 図書館で働く全ての人は、プライバシーに関する研修を毎年計画的、継続的に受ける。

更に次のような仕事に従事する職員については、図書館及び技術的な事項に関しての専門的な教育を十分に受ける必要がある。

- ・図書館管理システム内の個人情報や利用情報にアクセスする職員
- ・図書館のWebサイトやサービスを提供するベンダーと契約交渉を行う職員
- ・セキュリティを担当する職員

(2) 図書館は、全ての業務とサービスが図書館のプライバシー・ポリシーに適合することを確認するために、定期的なプライバシー監査を実施する。

(3) 利用者の秘密が流出しないよう十分な対策を取ったシステム設計とする。個人情報や利用情報漏洩等の緊急事態が発生した場合には、その事実を公開し、速やかに対応する。

(4) 同一自治体における連携はもとより、近隣、県単位、全国の図書館との情報交換を密にし、緊急事態へ向けての体制づくりをする。体制に問題がないかは毎年見直さなければならない。

第 104 回全国図書館大会ホームページ掲載原稿

作成 2018 年 9 月 7 日

更新 2018 年 9 月 10 日